

●施設基準

令和8年5月1日現在

(基本診療料)

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1

(特掲診療料)

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料の注 15 (施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。) 及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算

- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・看護職員処遇改善評価料4.2
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料5.3

（入院時食事療養）

- ・入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

（その他届出）

- ・酸素の購入単価

●特定療養費

180日を超える入院…入院医療費の15%（別途消費税加算）

※入院医療の必要性は低いがご自身の事情等により180日を超えて入院されている場合、保険給付が85%での算定となることから、保険により給付されない部分の15%を一部負担金以外に別途ご負担となります。

※指定の難病や重症等の患者さんについては対象となりません。